

# 企業、ライフライン事業者の防災対応

## 防災対応の基本的考え方（国ガイドライン）

資料7

○地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施する事は現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい

○住民事前避難対象地域内での明らかに生命に危険が及ぶ活動等に対しては、それを回避する措置を実施する事が必要である

- ・大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施
- ・不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施
- ・それ以外の企業についても日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
- ・地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合にトータルとして被害<sup>(※)</sup>軽減・早期復旧できる普段以上に警戒する措置を推奨

(※)原著では「事業」

# 企業、ライフライン事業者の防災対応

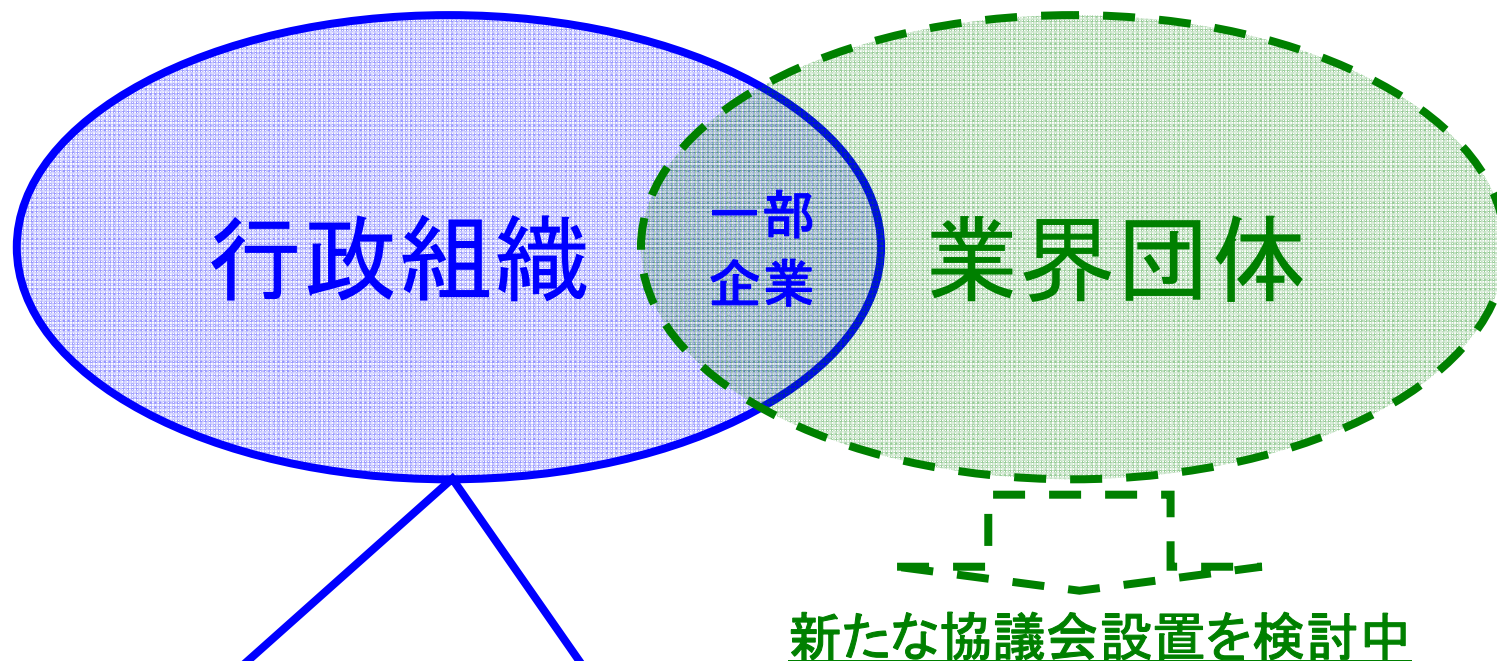
項目	計画に記載すべき事項(案)	個別の留意事項
水道	○飲料水の供給の継続を確保することが不可欠。地方公共団体は、必要な飲料水を供給する体制を確保することについて推進計画に明示するものとする。	○ 臨時情報発表時における貯水の励行について広報する計画を定めることが望ましい。
電気	○電気の供給の継続を確保することが不可欠。電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保することについて推進計画に明示するものとする。	○ 原子力事業者は、地震の規模に応じて点検を実施するなど、安全を確保した上で適切な対応をとる。
ガス	○ ガスの供給を継続するものとする。ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて推進計画に明示するものとする。 ○ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を推進計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。	○ 地震が発生したとき直ちに供給を停止できる体制の整備及び施設の点検の具体的方法を示すことが望ましい。

# 企業、ライフライン事業者の防災対応

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
鉄道	○ 鉄道事業者、軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応について推進計画に明示するものとする。津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。	○ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業は広域的な地域間連携や地域交通の維持等重要な役割を担っているため、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応をとるものとする。
学校	○ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○ 事前避難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。
病院	○ 病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。	○ 事前避難対象地域に位置する病院は、避難勧告等が発令された場合、患者等の安全確保のため、病院外での生活が可能な入院患者の引き渡しや、入院患者の転院の準備について検討する。

# 企業、ライフライン事業者の防災対応

南海トラフ地震への対応は、県を越える広域な対応が必要



## ●南海トラフ地震対策中部圏戦略会議【H23.10～】

構成員：有識者、国、地方公共団体、  
中部経済連合会、ライフライン等関係機関、報道機関

## ●南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応中部連絡会【R1.7～】

構成員：有識者、国、地方公共団体、中部経済連合会 等  
オブザーバー：ライフライン等関係機関、日本損害保険協会 等